

重要事項説明書

通所介護サービス

まごころ

真情デイ・サービス横木

重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	ニューワズ株式会社
所在地	〒520-0063 滋賀県大津市横木一丁目 10-25
電話番号	077-500-2908
代表者名	新庄 一範
設立年月日	平成21年4月2日

2. 事業所の概要

事業所名称	真情デイ・サービス 横木
所在地	〒520-0063 大津市横木1丁目9-4
電話番号	077-575-1460
サービスの種類	通所介護
介護保険事業所番号	第 2570103545 号
管理者氏名	青山 裕行
通常の事業の実施地域	大津市 比叡・比叡第二・中・中第二・膳所・晴嵐地域包括支援センター担当エリア 京都市(山科区)音羽・大宅・勸修・山階地域包括支援センター担当エリア
開設年月日	平成 25年 2月 1日

3. 事業者の職員体制

(2024年11月1日現在)

職 種	従事するサービスの内容等	人 員
管理者	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。通所介護計画の作成、又は、生活相談員の作成した通所介護計画の把握、管理を行います。	1名
生活相談員	生活相談員は、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行い管理者に確認する。	4名以上
介護職員	介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、食事や排泄の介助、入浴の実施、送迎時の運転や付き添い、その他プログラムの協力を行います。	10名以上
看護職員	看護師は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要に応じて処置等を行います。また、医療機関とも連携をとり、利用者が健康に過ごせるよう支援します。	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います。	1名以上

4. 営業日及び営業時間

営 業 日	年間を通し無休
営 業 時 間	9:00 ~ 17:00
サービス提供時間	9:30 ~ 16:45
定員	22名

5. サービス利用料及びご契約者負担

- (1) 利用者に提供するサービス内容・利用料につきましては、別紙「サービス内容説明書」の表示のとおりといたします。利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合については、介護保険負担割合証の記載通りの割合となりますが、居宅サービス計画を作成しないなど

「償還払い」となる場合には、サービス提供証明書を交付し、一旦利用者が利用料の全額(10割)を支払い、その後市町村に対して介護保険負担割合証に記載されている割合を差し引いた分を請求することとなります。

※ 負担割合は、介護保険負担割合証をご確認ください。

- (2) 負担金その他の費用は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により、ご請求いたします。請求書は、利用明細を添えて、ご利用月の翌月15日前後に利用者宛にお届けいたします。
- (3) 負担金その他費用のお支払い方法は、引き落としにてお支払いただきます(翌月の27日引き落とし：土日祭日の場合、翌日以降)。
- (4) お支払いを確認致しましたら領収証を発行いたします。大切に保管をお願いいたします。

6. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先 **真情デイ・サービス 横木**
電話 077-575-1460 FAX 077-575-1462

利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービスご利用前日18時までにご連絡ください。前日18時以降のキャンセルにつきましては 食事代金 + 利用料金1割を頂戴いたします。

7. 当社のサービスの方針など

(1) 事業の目的

事業所は介護保険法等の関係法令にしたがい、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより利用者の心身機能の維持回復を図るため、通所介護サービスその他の便宜を提供することを事業の目的とします。

(2) 事業の運営方針

事業所は、ご利用者の意思、人格を尊重し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図り、常にご利用者様の立場に立った総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 当社のクレド（経営理念）

・Mission（私たちの使命）

「私たちは、一人一人の笑顔と歓びのために、
笑いとぬくもりあふれる場を作り続けます」

8. 緊急時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供をおこなっているときに利用者には病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置に関する記録の作成、保管し、また関係機関、ご家族へ提出いたします。
- (4) 事業所は、利用者に対するサービス提供より発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に被害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

10. 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 事業活動包括保険

11. 非常災害対策

非常災害時における対応のため、防火管理者を置きます。

防火管理者 青山 裕行 1名

非常災害に際して、必要な具体的計画を策定、避難、救出訓練などを実施し、非常災害対策の万全を期するものとします。尚、この計画は消防のみならず、風害、水害、地震などの災害にも対処できるよう策定します。

1 2. 台風及び避難勧告が発せられた場合のデイサービスご利用について
本事業所の基本ルール（別紙5項参照）に則りその都度連絡させて頂きます。

1 3. その他運営に関する留意事項

事業所の従業員の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務の執行体制についても整備いたします。

① 採用時研修 採用後 3ヵ月以内

【入社時、オリエンテーション、サービス提供時の心得、マニュアルの理解等】

② 継続研修 年間4回

【ケースカンファレンス、勉強会、外部講習会への参加等】

◎従業員は、業務上知り得た利用者又は、その家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。

1 4. インフルエンザの予防接種について

本事業所ではインフルエンザ蔓延防止のため、インフルエンザの予防接種を原則毎年お願いいたします。

1 5. 相談窓口・苦情対応・虐待相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、事業所のお客様相談窓口又は、下記行政機関窓口の担当にお電話ください。

事業所にいただきました内容につきましては、当該事業所管理者と当社リスクマネジメント委員会が内容に関しましての調査を行います。その内容を報告書にまとめ速やかに報告するとともに、必要な処置を講じます。

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し、従業者に対し、研修の機会を確保します。

◆事業所お客様相談窓口	電話番号	077-575-1460
	FAX番号	077-575-1462
	相談員(管理者)	青山 裕行

《市区町村介護保険相談窓口》

◆大津市 健康保険部 介護保険課

(受付時間 午前9時～午後5時まで)

電話 077-528-2753

◆京都市山科区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課

(受付時間 午前8時30分～午後5時まで)

電話 075-592-3290

◆滋賀県国民健康保険団体連合会（国保連）介護保険課

(受付時間 午前9時～午後5時まで)

電話 077-510-6605

◆京都府（介護保険課）

(受付時間 午前9時～午後5時まで)

電話 075-354-9090

1 6. 第三者評価は実施していません。

1 7. 非常災害対策に関する条項

事業者は、非常災害時等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を整備する。

1 8. 暴力団排除に関する条項

(1) 事業を運営する当該法人の役員及び指定地域密着型通所介護事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

(2) その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

重要事項を交付し、説明いたしました。

事業所名称 真情デイ・サービス 横木

説明者 _____ (印)

重要事項の交付、説明を受けました。

住 所 _____

ご本人 氏 名 _____ (印)

代理人(代理人を指名した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

続 柄 _____

別紙 サービス内容説明書（通所介護）

1. サービスの内容

- ①事業所が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において自立した日常生活が営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうサービスを提供します。
- ②事業所は次の施設及び日程によりサービスを提供します。
- ③サービス提供に当たっては、居宅サービス計画に沿った通所介護計画を作成し、計画的に提供します。

サービス提供 を行う施設	所在地	大津市横木1丁目9-4
	名称	真情デイ・サービス 横木
	電話	077-575-1460

2. 提供するサービス

内 容	提供状況
入浴	あり
送迎	あり (身体機能に障害のある方は、福祉車両にて対応)
昼食	あり
くもん学習療法	あり (希望者のみ)

3. 管理者

管理者は次のものです。

管理者 氏名 青山 裕行 連絡先 077-575-1460

サービスについてご相談やご不満がある場合には、お気軽にお申し出ください。

4. 通所介護 ご利用料金 (1単位=10.45円)

サービス 内容	単位 (1回あたり料金)		割合
	7-8 時間	6-7 時間	
要介護 1	658 (685 円)	584 (608 円)	1 割
要介護 2	777 (808 円)	689 (717 円)	
要介護 3	900 (937 円)	796 (828 円)	
要介護 4	1,023 (1,064 円)	901 (938 円)	
要介護 5	1,148 (1,194 円)	1,008 (1,049 円)	

入浴介助加算 I	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う加算	40 (42 円) / (84 円)
入浴介助加算 II	ご利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から利用者が自宅において、自身又は家族等の介助によって入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や介護福祉士・介護支援専門員等が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行う加算	55 (58 円) / (115 円)
中重度者ケア体制加算	指定基準で定められているスタッフ配置に加え、介護 (または看護) スタッフを 2 名以上、専従の看護師を配置。利用者の総数のうち、要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 30% 以上で、在宅での生活を保つために必要なサービスを計画的に実施する体制加算。	45 (47 円) / (94 円)
認知症加算	認知症に関する研修を修了した職員を配置し、介護を必要とする認知症の利用者 (認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者) に対して認知症の症状の進行の緩和につながるケアを提供することを目的とした通所介護サービス等の提供を行うことで算定。	60 (63 円)
介護職員等処遇改善加算 II	総合的な職場環境改善による職員の定着促進を目的とする加算	ご利用総単位数 × 9.0%
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 (片道につき)	-47 (-50 円) / (-99 円) (-148 円)

1日当たり介護保険負担金額の目安・・・

円（要介護 ）

実費負担額

区分	金額	内容の説明
オムツ代	1枚 150円	持参の場合は無料
尿取パット	1枚 50円	持参の場合は無料
事業実施地域外送迎	事業実施地域との境界より1km毎に100円	事業実施地域（本文に掲載）以外からの送迎を実施する場合の送迎料金です。主要道路を自動車で行った時の距離を自動車メーターで計測します。
昼食費	1食 680円	栄養バランスと取れた手作りの温かい食事を摂っていただけます。
おやつ	1食 50円	食事で摂取しきれなかった重要な栄養素や、エネルギー、水分補給の機会として食べていただいております。
夕食費	1食 680円	ご希望者のみ提供いたします。
朝食	1食 350円	ご希望者のみ提供いたします。
学習療法	2,700円/月	認知症予防・改善を目的にした計算・読み書きの教材を基に指導を提供します（希望者）。 *学習開始6か月間無料キャンペーン中
延長利用料	100円/30分	サービス提供時間前、又は、サービス時間外の利用ご希望の方に提供します。（但し、16:45～17:00の間は料金発生しません） ① 7:30～9:30 ②16:45～19:00 ③19:00～20:00 （※ 19:01以降は、1000円/30分になります）
サービス記録写し 交付料	100円/枚	サービス記録写し交付を希望される場合
キャンセル料	利用料自己負担 相当分	<ul style="list-style-type: none"> ご利用前日18時までの連絡につきましてはキャンセル料無 前日18時以降のキャンセルにつきましては食事代金（昼食代）+利用料金1割を頂戴いたします。
その他	実費	利用者の特別な希望により提供した場合のみ、実費ご負担いただきます。
	合 計	円

ご利用料金の概算 (介護保険料本人負担分+実費合計)	円
-------------------------------	---

5. 台風及び避難指示が発せられた場合のデイサービスご利用について {台風}

- ① 利用者の送迎する以前に彦根地方気象台から滋賀県南部に暴風警報が発表されている場合
 - ・送迎1時間前に警報が解除された場合は、平常通りデイサービスを利用いただけます。
 - ・送迎1時間前に警報が解除されない場合は、当日のデイサービスは中止させていただきます。
- ② 利用者様のサービス提供中に警報が発表された場合利用者の安全を考え、当日のサービスを中止します。
ただし、送迎経路の通行が危険と認められるときや、送迎経路等により帰宅が困難と認められるときは、当該利用者様の安全な帰宅が可能となるまで、施設内において、安全な場所で待機させていただきます。

{大雨・大雪警報}

- ① 利用者様が在宅中に警報が発表された場合は、状況に応じ営業不可能と判断した場合には施設よりデイサービスの利用中止を連絡します。
- ② 利用者様のサービス提供中に警報が発表された場合は、実状に応じてサービスを中止し安全を確認し、施設長の指導のもとに送迎いたします。

{地震}

- ① 利用者様の在宅中に避難指示が発せられた場合は、サービスを中止します。
- ② 利用者様が施設にいる時に、避難指示が発せられた場合は、サービスを中止させていただき、ご家族様と連絡を取りその都度、安全を確認して送迎いたします。
- ③

6. その他

{人権擁護、虐待防止に関する条項}

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し、従業員に対し、研修の機会を確保する。

{非常災害対策に関する条項}

従事者等は、非常災害時等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を整備する。

7. 注意事項

- ① 従業員に対する贈り物や飲食などのおもてなしは、一切ご遠慮させていただきます。
- ② 利用にあたり持ち込むことができないものがありますので、生活相談員など担当職員にご相談ください。
- ③ 当事業所内では、職員の指示に従ってください。
- ④ 他のご利用者や、当事業所の従業員に対し、迷惑行為（宗教活動、営利活動など）を行うことはできません。責任者が危険と判断した場合、ご利用を中止いただくことがあります。
- ⑤ サービス利用前に健康管理上、健康診断など受診をお願いすることがあります。
- ⑥ サービスご利用中に気分が悪くなったときは、直ちに当事業所職員にお申し出ください。
- ⑦ 当事業所内で喫煙、飲酒はできません。（酒気帯びの利用はお断りすることがあります。）

重要事項説明書(介護保険外宿泊サービス)

介護保険外宿泊サービスについて、ニューワンス株式会社が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	ニューワンス株式会社
所在地	〒520-0063 滋賀県大津市横木一丁目 10-25
電話番号	077-500-2908
代表者名	新庄 一範
設立年月日	平成21年4月2日

2. 事業所の概要

事業所名称	真情デイ・サービス 横木
所在地	〒520-0063 大津市横木1丁目9-4
電話番号	077-575-1460
サービスの種類	介護保険外 宿泊サービス
介護保険事業所番号	第 2570103545 号
管理者氏名	青山 裕行
利用定員	8名
開設年月日	平成 25年 2月 1日

3. 事業者の職員体制

(2023年7月1日現在)

職 種	従事するサービスの内容等	人 員
介護職員	利用者の心身の状況等を的確に把握し、食事や排泄の介助・就寝介助、起床介助等を提供する。	1名

4. 緊急時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供をおこなっているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じます。

5. 事故発生時の対応

- ①事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。
- ③事故の状況及び事故に際してとった処置に関する記録の作成、保管し、また関係機関、ご家族へ提出いたします。
- ④事業所は、利用者に対するサービス提供より発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に被害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

6. 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社
保険名 事業活動包括保険

7. 非常災害対策

非常災害時における対応のため、防火管理者を置きます。

防火管理者 青山 裕行 1名

非常災害に際して、必要な具体的計画を策定、避難、救出訓練などを実施し、非常災害対策の万全を期するものとします。尚、この計画は消防のみならず、風害、水害、地震などの災害にも対処できるよう策定します。

8. 相談窓口・苦情対応・虐待相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、事業所のお客様相談窓口又は、下記天津市の担当にお電話ください。

事業所にいただきました内容につきましては、当該事業所 管理者と当社リスクマネジメント委員会が内容に関しましての調査を行います。その内容を報告書にまとめ速やかに報告するとともに、必要な処置を講じます。

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し、従業者に対し、研修の機会を確保します。

◆事業所お客様相談窓口	電話番号	077-575-1460
	FAX 番号	077-575-1462
	相談員(管理者)	青山 裕行

9. 提供するサービスの内容

介護保険外宿泊サービスの内容は次のとおりです

- (ア) 宿泊サービス
- (イ) 食事サービスの提供（夕食・朝食）
- (ウ) 日常生活上の援助

10. 利用料

契約書付属文書 サービス内容説明書（介護実費サービス）

ニューワズ株式会社が、真情デイ・サービス横木において、提供する介護実費サービスは以下の通りです。

1 介護実費サービスの内容

名 称	内 容
食事サービス	必要に応じて朝・夕食をご提供します。一人暮らしの在宅生活でも通所介護と併用することで3食栄養バランスの取れた温かい食事を摂っていただけます。
夜間お泊りサービス	お泊まりをご希望の方に、夜 18:00 から翌朝 8:59 までの夜間介護サービスを、責任を持って提供させていただきます。（当施設と通所介護サービス契約締結済みの方がご利用いただけます。）
夜間お泊りサービス（単独）	当施設を初めてご利用の方で、お泊まりをご希望の方に、夜 18:00 から翌朝 8:59 までの夜間介護サービスを、責任を持って提供させていただきます。（当施設と通所介護サービス契約未締結の方がご利用いただけます。）
洗剤代	お泊りを利用される方、独居で洗濯の難しい方等ご要望があれば、1日 150 円で洗濯サービスを行います。
リハビリパンツ・パット	持参の排泄用品がなくなった場合に、こちらの排泄用品を提供させていただきます。
キャンセル料	<ul style="list-style-type: none">ご利用前日 18 時までの連絡につきましてはキャンセル料無前日 18 時以降のキャンセルにつきましては食事代金（昼食代）＋利用料金 1 割を頂戴いたします。
サービス記録写し交付料	第 10 条のとおりサービス記録写し交付を受けることができます。

【料金表】

名 称	内 容
食事サービス	夕食 680 円/食、朝食 350 円/食
夜間お泊りサービス	2,900 円/1 泊
夜間お泊りサービス(単独)	5,000 円/1 泊
洗濯サービス	150 円/1 日
リハビリパンツ・パット	リハビリパンツ 150 円/枚 パット 50 円/枚
キャンセル料	利用料自己負担相当分
サービス記録写し交付料	100 円/枚

【説明確認欄】

年 月 日

重要事項を交付し、説明いたしました。

事業所名称 真情デイ・サービス 横木

説明者 _____ (印)

重要事項の交付、説明を受けました。

住 所 _____

ご本人 氏 名 _____ (印)

代理人(代理人を指名した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

続 柄 _____

